

# 中小企業金融の再生を目指す アクションプログラム(行動計画)を発表

## 中小・地域金融機関のリレーシップバンキングの 機能強化に向けて

平成十五年三月二十八日に金融庁から「リレーシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が出されました。これは、金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーシップバンキングの機能強化に向けて」の提言に沿ってとりまとめられたものです。平成十六年度までの二年間を中小・地域金融機関の「集中改善期間」と位置づけ、中小企業の再生と地域経済の活性化を図り、不良債権問題も同時に解決することを目指しています。

### リレーシップバンキングの 機能強化の必要性

中小企業の再生に欠かせない  
中小・地域金融機関

「リレーシップバンキング」とは、金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより、顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出しなどの金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデルを指します。主に次のようなメリットが期待されます。

貸出しに当たつての審査コストなどが軽減されることにより、金融の円滑化が図られる。  
信用リスクを適切に反映した貸出しの実施や借り手の業績が悪化した場合の適切な再生支援などにより、貸し手、借り手双方の健全性の確保が図られる。  
リレーシップバンキングの中心的な担い手としては、中小・地域金融機関、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合などが

考えられます。営業地域が限定されているため、業務区域内の顧客との間で密接な関係、長期継続的なフェイス・トゥー・フェイスの関係を築くのが容易であるからです。

デフレ不況が長期化し、多くの中小企業では、地価下落による担保価値の減少や個人保証の限界などによって資金繰りに苦しんでいます。

一方、中小・地域金融機関をみると、収益力・財務体質が低下し、事業の将来性を十分に評価しないで、担保や保証に過度に依存するなど、リレーシップバンキングの本来の在り方から乖離している面が指摘されています。

中小企業を再生して地域経済の活性化を図るとともに、中小・地域金融機関が抱えている不良債権問題を解決することが求められています。そのためには、リレーシップバンキングの長期にわたる持続可能性(サステナビリティ)をいかに確保するかが大きな鍵です。

### アクションプログラムの 概要

中小企業に対する金融の健全化に向けて

1 中小企業の経営状態に対応した支援

#### 創業・新事業への支援の強化

創業企業の中小・地域金融機関に対するＴＺとしては、資金供給者としての役割と事業展開に役立つ情報の提供者としての二つの役割が考えられます。このため中小・地域金融機関は、事業の将来性や技術力を的確に評価できる「目利き研修」を実施し、将来性のある事業に対してリスクに応じた融資を行っていかなければなりません。融資審査能力の向上。また、新規事業に対しては、取引上ＴＺのある他の事業者を紹介するなどの支援サービス、起業相談能力の向上(様々なベンチャーファンドの活用なども必要です)。

#### 成長期・安定期の企業に対する支援機能の強化

成長期・安定期の企業にとって、中

リレーションシップバンキングの機能強化に関する  
アクションプログラム(基本的考え方)  
中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた  
中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保

金融再生プログラム(平成14年10月30日公表)

「中小・地域金融機関の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目標にアクションプログラムを策定する」  
地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合

金融審議会・金融分科会・第二部会報告『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』(平成15年3月27日公表)

[中小・地域金融機関の不良債権の特性を踏まえた処理の推進]  
・地域の中小企業とのリスクの共同管理やコストの共同負担を通じて、借り手と貸し手双方の健全性を確保し、リレーションシップバンキングの持続可能性(サステナビリティ)を保持していくことが基本  
・不良債権処理は、地域経済に与える影響を念頭に置きつつ、貸し手、借り手双方が十分に納得のいく形で進められる必要  
・適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保しつつ、一定期間内に不良債権処理の体制整備を含むリレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体策を実施することを基本に据えることが適当。具体的には、平成16年度までの2年間を地域金融に関する「集中改善期間」とした上で、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組を進めることによって、不良債権問題も解決していくことが適当

アクションプログラム

平成15～16年度の2年間「集中改善期間」に、リレーションシップバンキングの機能強化を図る

- |   |   |
|---|---|
| <p>中小企業金融再生に向けた取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 創業・新事業支援機能等の強化</li> <li>2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化</li> <li>3. 早期事業再生に向けた積極的取組</li> <li>4. 新しい中小企業金融への取組の強化</li> <li>5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化</li> <li>6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)</li> </ol> | <p>健全性確保、収益性向上等に向けた取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化</li> <li>2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上</li> <li>3. ガバナンスの強化</li> <li>4. 地域貢献に関する情報開示等</li> <li>5. 法令等遵守(コンプライアンス)</li> <li>6. 地域の金融システムの安定性確保</li> <li>7. 監督、検査体制</li> </ol> |
|---|---|

各金融機関は本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を金融庁がフォローアップし、とりまとめて公表

小・地域金融機関は資金供給者であるだけでなく、さらなる成長機会を得るための情報の提供者でもありません。経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みを整備し、中小企業に対するコンサルティング機能(経営相談機能の強化)と情報提供機能を強化していきます。

**早期事業再生に向けた積極的取組**

中小・地域金融機関が業績の悪化している企業に対応するためには、リレーションシップから得られる情報を活用して、なるべく早い時期に再生可能な事業とそうでないものを

見極めることが大切です。これらの金融機関の中には、既に中小企業診断士など中小企業支援について専門的な知識を身につけた人材を養成し、借り手企業の早期再生を支援するための体制を整備して成果を上げているところもあります。今後、このような取組を強化するとともに、民事再生法や産業再生機構なども活用していきます。

2 貸出条件の見直しと健全な融資慣行の確立

リレーションシップバンキングの機能を強化するためには、中小・地域金融機関がリレーションシップから得ら

れる情報を有効に活用して、適切なリスク管理を行い、金融を円滑にしていかなければなりません。しかし、現在、これらの金融機関の融資は、担保や保証の確保に重点が置かれ、信用リスクの測定や事後のフォローアップを十分に行っていないのが現状です。事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に依存しない融資を促進するために、各金融機関にはローンレギュレーの徹底やスワリングモデリティの活用などが求められます。

3 地域貢献についての情報を開示

今後、中小・地域金融機関が健全性を確保しながら適切な地域貢献によってリレーションシップバンキングの機能を強化していくためには、これらの金融機関が果たす地域貢献について情報を開示していくことが重要です。例えば、地域における融資の実態、地域貢献の取組に関する情報などです。これらの情報は、利用者がこれらの銀行の活動を評価する際にも活用されるため、地域に密着したリレーションシップ機能の強化につながります。

4 中小・地域金融機関の実態に即した監督、検査体制の構築

現在の金融行政の根幹をなすものとして、早期是正措置と早期警戒制度の二つがあります。前者は自己

資本比率に基づいて、後者は収益性、流動性、安定性という三つのリスクに着目して、経営が悪化した金融機関に対して業務改善・業務停止命令を出し、早期に再建・処理する制度です。しかし、中小・地域金融機関の業務の特性や期待される役割を踏まえると、これまでの早期是正措置や早期警戒制度が視野に入れている領域だけでなく、コーポレートガバナンス企業統治や地域貢献などの観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系の構築が求められます。

問い合わせ先  
金融庁監督局銀行第二課  
金融庁監督局総務課  
協同組織金融室  
電話 03-3506-6000(代)

金融庁ホームページ  
http://www.fsa.go.jp

(資料提供・金融庁)

各金融機関は、平成十五年八月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」計画期間平成十五～十六年度」を策定します。平成十六年度までの「集中改善期間」内にリレーションシップバンキングの機能を強化するためです。計画が着実に実施に移されるように、金融庁では計画策定後はフォローアップ(事後点検)に努めていきます。

\* \* \*